

金融商品取引業等に関する内閣府令第 58 条に基づく期限日の揭示

特定投資家以外のお客様（法人）が特定投資家として取り扱うようお申し出いただきました場合の、承諾の期限日は以下の通りと致します。

毎年 12 月 13 日

以上